

平成29年3月27日（月） 於・特許庁庁舎16階 特別会議室

産業構造審議会知的財産分科会
平成28年度第2回審査品質管理小委員会
議 事 録

特 許 庁

目 次

1. 日時・場所

日時：平成29年3月27日（金） 10時00分から12時00分

場所：特許庁庁舎16階 特別会議室

2. 出席委員

相澤委員長、浅見委員、飯村委員、井上委員、小原委員、近藤委員、
中條委員、本多委員、渡邊委員

3. 議事次第

開 会	1
議 題	2
（1）品質管理に関する取組の実施状況について	2
（2）評価項目・評価基準に基づく評価について	3
（3）評価に基づく実施体制・実施状況に対する改善提言について	3
（4）平成28年度審査品質管理小委員会報告書（案）について	32
閉 会	36

開 会

○相澤委員長 おはようございます。定刻より若干早いかもしれませんが、全員そろわれましたので、ただいまから、産業構造審議会知的財産分科会平成28年度第2回審査品質管理小委員会を開催いたします。

本日は御多忙の中を出席いただきまして、まことにありがとうございます。今回の小委員会は今年度最後の開催として、平成28年度の審査品質管理に関する取組状況についての質疑のうち、審査品質の実施体制、実施状況に関する評価と評価に基づく改善提言とをあわせて御審議いただきます。その後、本小委員会における報告書の原案についても御議論いただきたいと存じます。各委員には、既に評価をしていただいておりますので、その結果に基づいて議論を進めていただければと思います。

なお、長澤委員が御欠席でございます。代理として木下様に御出席をいただいております。また古城委員が御所用のため御欠席となっております。

事務局から配付資料の確認等をお願いします。

○高岡品質管理室長 おはようございます。事務局を担当しております調整課品質管理室長の高岡でございます。よろしくお願いいたします。

まず定足数を確認させていただきます。議決権を有する11名の委員のうち、本日は過半数の9名の御出席をいただいておりますので、産業構造審議会令第9条に基づき本日の小委員会は成立となります。

次に資料の確認をさせていただきます。経済産業省では、平成26年4月以降に開催する審議会及び分科会につきまして、議題の性質上、紙の配付が適切な資料を除き配付資料を電子媒体で行うこととしております。そこで審査品質管理小委員会におきましても、今回から一部資料のペーパーレス化を実施させていただいております。お手元の「資料配付方法の変更について」の一枚紙に記載のとおり、参考資料1及び席上配付資料3については紙で配付し、その他はお手元のiPadに格納しております。

本日は、座席表、議事次第、配付資料一覧、委員名簿のほか、資料1から7と参考資料1を用いて御説明させていただきます。資料1は「平成28年度の審査の品質管理における取組状況（特許、意匠、商標）」になっております。資料2は評価項目①から⑪の実績、現況等、こちらは特許のものになっておりまして、資料3、4において、同様の資料が意匠、商標でも作成されております。資料5は「平成28年度審査品質管理の実施体制・実施

状況に関する評価結果（案）」として、特許、意匠、商標のものをあわせて資料とさせていただきます。資料6は「審査品質管理の実施体制・実施状況に関する改善提言」として、こちらも特許、意匠、商標について資料をお出ししております。資料7は「平成28年度審査品質管理小委員会報告書（案）」でございます。また参考資料1「評価項目及び評価基準」が紙資料としてお手元に配付されております。

さらに、各委員の皆様には席上配付資料1から3も配付しておりますので、あわせて御確認ください。席上配付資料1は「ユーザー評価調査結果」、席上配付資料2は品質管理関連指標、席上配付資料3は「各委員による評価結果」として、集約表と個別評価表をお配りしております。こちらは紙媒体になっております。

続きまして、本小委員会の公開であります。従前どおり、一般の方々の傍聴を認めることといたしまして、特段の事情がある場合を除き、議事録と配付資料を特許庁のホームページにおいて公開したいと存じます。また議事録に関しては後日、委員の皆様方に内容を確認いただきたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

あと一点、お願いがございます。御発言をなさる際には、委員長から指名されましたら、お手元のマイクのスイッチをお入れいただき、マイクを近づけて御発言いただくようお願いいたします。

○相澤委員長 ありがとうございます。

議 題

（１）品質管理に関する取組の実施状況について

○相澤委員長 議題に入らせていただきます。最初の議題は品質管理に関する取組の実施状況の質疑です。資料について事務局から説明をお願いします。

○高岡品質管理室長 委員の皆様には既に資料に基づいて評価をしていただいておりますので、簡単な資料の紹介とさせていただきます。

資料1「平成28年度の審査の品質管理における取組状況」については、特許庁の審査に関する「品質ポリシー」に掲げられた項目と取り組むべき事項の各項目との対応関係を追記したものを使用しております。また資料2から4については中間評価をいただいたときの記載からアップデートいたしております。また、補足として、委員の皆様には、本委員会の開催を前に、品質管理業務、審査業務についての庁内御視察の御希望を確認して、御

希望いただいた委員には御視察いただいております。

以上です。

○相澤委員長 ありがとうございます。

現在、事務局から説明がありました資料に基づきまして、あらかじめ評価をしていただいています。審査品質管理に関する取組の実施状況について不明な点はございませんでしょうか。評価そのものについての御議論は後でいただくことにしております。御発言の際には挙手していただければ、こちらから御指名させていただきます。いかがでございましょうか。

資料についてはよろしゅうございますか。

〔「異議なし」の声あり〕

（２）評価項目・評価基準に基づく評価について

（３）評価に基づく実施体制・実施状況に対する改善提言について

○相澤委員長 それでは、議題の２つ目及び３つ目、「評価項目・評価基準に基づく評価」及び「評価に基づく実施体制・実施状況に対する改善提言について」、まとめて御議論をいただきたいと思います。資料について事務局から説明をお願いします。

○高岡品質管理室長 こちらの議題に関しては資料５から７、そして参考資料１、席上配付資料３を主にござんいただくことになります。

まず評価項目・評価基準に基づく通期の評価であります。参考資料１には、平成２６年度に策定していただいた評価項目及び評価基準が掲載されております。次に席上配付資料３にて委員の皆様からいただきました評価の結果を取りまとめさせていただいております。こちらは御欠席の長澤委員、古城委員からの評価もちょうだいしております。

特許については、項目①から③については過半数の委員から「極めて良好」との評価をいただいております。項目④から⑪は過半数の委員から「良好」との評価となっております。意匠、商標については、項目④の審査実施体制について過半数の委員から「概ね達成」との評価となっておりますけれども、そのほかは、おおむね特許と同様の傾向となっているところでございます。

次に、資料５の説明でございます。評価の取りまとめ方法でございます。各委員から提

示していただきました評価の結果、「極めて良好」ですとか、「良好」という評価をいただいておりますけれども、こちらに関しては各評価の中央値（メジアン）をもって委員会の評価とさせていただくことにしております。

また、委員会の評価と異なる評価をされている委員がいらっしゃる場合には、その旨を参考資料 1 につけてございます評価基準との関係において併記するような形にさせていただいております。また委員の皆様から個別にいただきました評価については席上配付資料 3 にまとめてございますので、そちらのほうをごらんいただければと思います。

資料 5 におきまして、昨年の報告書の記載にならしまして、先ほど御説明させていただきましたとおり、まず中央値をとりました委員会としての評価を取りまとめさせていただいた後に、ただし書きで、中央値と異なる評価をされている委員の評価を評価基準との関係で記載するという形にさせていただいております。

まず特許からまいります。特許では評価項目①「品質ポリシー」及び「品質マニュアル」等の文書の作成状況においては、中央値をとりました結果、「極めて良好」との評価になっております。ただし、「品質マニュアルの改訂の理由がどのような活動に基づくものか不明確」や、「品質マニュアルの文書の体系図が明示されていないために、品質保証のための手続きを規定している文書との関連が曖昧である」など、このような御意見もいただいておりますので、数名の委員から「良好」という評価をいただいております。

次に評価項目②にまいります。審査及び品質管理のための手続の明確性といたしましては、中央値の結果、「極めて良好」との評価となっております。ただし、「プロセスを規定する文書の改訂の理由や、結果等と手続の関係が明確でないので、現在の手続の明確性が審査の質を保証する上で十分なものであるか」などの御意見もありますので、「良好」との評価をいただいているところであります。「また、特許審査においてなすべき事項や手順などが定められているところ、その定められている手順を審査官に周知徹底すべき」という御意見もいただきまして、そこは「概ね達成」との評価となっております。

次に評価項目③品質管理の基本原則等の制度ユーザーへの公表及び職員への周知というところにまいります。こちらは中央値をとりました結果、「極めて良好」との御意見をいただいております。ただし、「海外のユーザーに対する情報発信強化が望まれる」ために、「良好」や「概ね達成」という評価もいただいているところであります。

次、評価項目④審査実施体制におきましては、中央値をとりますと「良好」との評価でありますけれども、「PCT 出願の増加など審査処理の負担が増大している」から、「概ね

達成」との評価もいただきました。

評価項目⑤品質管理体制、評価項目⑥品質向上のための取組におきましては、委員の皆様からの中央値が「良好」という評価となっております。

評価項目⑦品質検証のための取組におきましても、中央値をとりました結果、「良好」との評価をいただいております。また特許庁で品質の向上に資する効果が取組によって得られているところも評価していただいた委員においては「極めて良好」との評価もいただいております。

評価項目⑧審査の質の分析・課題抽出におきましては、中央値としては「良好」という評価をいただきました。こちらは「分析方法に関する改善及び総合的な視点からの課題の絞り込みも行われている」、そして課題の具体的な絞り込みがあったというところをもちまして、「極めて良好」との評価もいただいております。

評価項目⑨については、質の高い審査を実現するための方針・手続・体制として、こちらも中央値としては「良好」という評価をいただきました。4 ページ目、評価項目⑩にまいります。こちらは品質管理の取組の改善状況として、中央値としては「良好」という評価。ただし、「品質管理の取組の改善が積極的に行われている」というところは「極めて良好」という評価もいただく一方、「品質向上のための努力がなされているが、よりユーザー目線からの改善が期待されるため、「概ね達成」という評価もいただきました。

評価項目⑪については審査の質向上に関する取組の情報発信というところで、こちらは中央値「良好」という評価にございます。ただし、「審査の質向上に関する情報発信」を積極的にやっているところは「極めて良好」という評価もいただいております一方、「ユーザーに対する情報発信の強化が望まれる」という意見もいただいております。こちらは「概ね達成」という評価となっております。

次に、5 ページは意匠の評価になります。こちらは特許と重複している部分に関しては省略させていただき、意匠のほうで特にいただいている御意見を御紹介いたします。

6 ページにおきます評価項目④審査実施体制をごらんください。中央値は「概ね達成」という評価をいただいております。こちらに関しては「限られた審査官の数で国際意匠登録出願の審査や品質向上のための取組も行うことから、他の実体審査国と比較して審査体制、人員配置が確立しているとまではいけない」という具体的にお声をいただいているところであります。

次に商標のほうにまいります。商標におきましても、特許、意匠と重複しているところ

は割愛させていただき、8 ページ目の一番下、評価項目④の審査実施体制をごらんいただきたいのですが、こちらにおきましても、中央値としては「概ね達成」という評価になっております。

こちらは「新しいタイプの商標に関する専任の審査チームが編成される」など強化が図られるところであるけれども、「限られた審査官数で審査や品質向上のための取組が行われて」いるのが、体制、人員配置として国際的に遜色がないほどまで確立されているとはいえないという御意見をいただいているところでもあります。こちらに関しても「良好」という意見をいただいているところもございますので、紹介させていただきました。

資料5に関する説明は以上となりまして、次に資料6に移らせていただきます。資料6は各委員からいただきました提言の内容を評価項目ごとに事務局で調整させていただきま

した。

資料6の1 ページ目をお願いいたします。特許におきましては、(1) 評価項目①文書の作成状況として、こちらは各種の文書（品質ポリシー、マニュアルなど）がございますけれども、「存在や役割、全体の中の位置づけ、相互関係」がちょっと見えにくいというお声をいただき、一覧表などで明示するのはいかがかという改善提言をいただきました。

次に(2) 評価項目③品質管理の基本原則等の制度ユーザーへの公表及び職員への周知に関するものとしたしましては、「国内外ユーザーへの情報発信の強化」をいただいております。そのほかの御意見としても、職員に関しては周知されているのはわかるけれども、ユーザーに関しては品質管理の基本原則などの周知が十分でないというお声も評価の中でいただいております。

(3) 評価項目④におきましては、審査実施体制に関するものとして、こちらは小原委員からいただきました、日本国特許庁の審査タイミングはファーストアクションを最先に通知するというスピードというものがございまして、こちらのスピードを生かして、「世界の審査のデファクトスタンダードになる世界最高品質の審査の取組みを継続」してほしいという御意見をいただいております。

(4) 評価項目⑤品質管理体制に関するものにいたしましては、3 点ほど御提言をいただいております。1 つ目は「審査の品質向上及び効率化を支援するシステム開発の継続」、2 点目に「業務に従事する全員の参画が質の改善保証のためには不可欠」という御意見をいただいております。3 番目として、「ユーザー評価調査の調査対象を拡大」して、それを品質管理体制に生かしてほしいという御意見をいただいております。

(5) 評価項目⑥については、品質向上のための取組に関するものとして、主にサーチの観点、そして新技術の観点、決裁の観点という3点についての御提言をいただいております。

まず、サーチの観点に関しては、一番上のポツにございます飯村委員からの御提言ですが、けれども、「より一層の内外公知文献等の収集、共有化」というところがございます。そして、4番目に近藤委員からの御意見として、「海外非英語文献の調査ツールおよび体制の強化」というところがございます。同様の意見は最後、渡邊委員から「外国特許文献、非特許文献等の調査の強化」という御意見もいただいております。

2番目の新技術に関しては、小原委員から2つ御意見をいただいております。IoT関連技術に係る発明について、新設されたZ I Tという特許分類の複数の分野にまたがる場合に適正な付与をしてほしいというところと、IoT関連発明が複数の分野にまたがる場合におきまして、審査官の間で協議をするよう、その体制を整備してほしいという御意見をいただいております。

最後、決裁に関しては長澤委員からいただいておりますけれども、「実体面のチェックにおいて、案件ごとの強弱を付与」して、効率的かつ、しっかりと決裁を行っていただきたいという御意見をいただいております。

次に(6)にまいります。評価項目⑦の品質検証のための取組に関するものとしたしましては、浅見委員からは「特許庁内部での品質管理の取組の結果をわかりやすくまとめて公表し、それについてユーザーの意見を聴く機会」という御提言をいただいております。渡邊委員の御意見は先ほどと重複しますので、割愛させていただきます。

(7) 評価項目⑧の審査の質の分析・課題抽出に関するものとしたしましては、一番上にございますように、「特許異議申立てにおいて使用された証拠の分析を通じて、審査、特にサーチの適切性を検証する取組の推進」をしていただきたいとの提言がございます。また2番目、中條委員から、「「結果」と「取組」を区別して議論ができるようになった」けれども、さらに一步進めて「「計画」と「実績」を明確にした評価・見直しができるようにしてほしい」というところがございます。渡邊委員の御意見は先ほど申し上げたとおりです。

(8) 評価項目⑨質の高い審査を実現するための方針・手続・体制というところにおきまして、次の(9) 評価項目⑩品質管理の取組の改善状況と同じ御意見ですが、中條委員から「改善を進める基本的な手順(＝改善を報告する際のスタイル)」、Q C ストー

リーと一般には言われているものですがけれども、「それについて学んで、その学んだ手順を用いた改善活動を整理してほしい」という御意見をいただいております。

特許におきましては最後、(10) 評価項目⑩におきまして、審査の質向上に関する取組の情報発信に関するものとしたしましては、浅見委員から、「インド・ASEAN諸国等、我が国企業が多く進出する国の知財庁に品質管理の取組も含めた情報発信を行うことによる、これらの知財庁の審査実務能力向上への寄与」という御意見をいただきました。また、本多委員、渡邊委員におきましては、各国の弁理士会などの代理人協会も含みます「国内外ユーザーへの情報発信の強化」を提言としていただきました。

次に3ページ目、意匠のほうをお願いしたいと思います。意匠におきまして、特許と重複する部分に関しては割愛させていただきまして、意匠に特化したところを御紹介いたします。

提言の中で(3) 評価項目④におきまして、審査実施体制に関するものというところがございます。こちらは小原委員、長澤委員、本多委員、皆様共通されていますのは、審査官数の確保、特に国際意匠登録出願など、もっと人員を強化して対応しなければいけないところ、その人員の確保と育成の充実を図ってほしいという御意見をいただいております。

次は(5) 評価項目⑥品質向上のための取組に関するものにまいります。こちらは浅見委員から「協議の促進と審判決の情報の共有」というのがございます。また、近藤委員から「審査官の経験年数や分野変更に関し、審査官の品質が横並びで担保できる仕組み作り」をしてほしいというところがございます。あとは「国際意匠登録出願に対するユーザーへの情報提供の強化」というところを渡邊委員からいただいております。

最後、(6) 評価項目⑦品質検証のための取組に関するものとしては、いただいている御意見として、「国際意匠登録出願の審査に対応した品質監査等、品質管理の取組の充実」というところで御意見をいただいております。

もう一つ御紹介いたしますと、下から2番目にございますように、「品質監査システム稼働による、監査業務効率化に向けた運用の検討」が長澤委員からいただいている御意見であります。

次、商標のほう、5ページ目をお願いしたいと思います。商標について、特許、意匠と重複する部分は割愛させていただき、商標に特化するところを中心に提言の御紹介をいたします。

まずは（２）評価項目②におきます手続の明確性に関するものというところでございます。こちらは浅見委員から「ユーザーニーズを踏まえた商標審査基準の見直し」をいただいております。そして、２つ下、（４）評価項目④におきまして、審査実施体制に関するもの。まずは上から２つ目の「重要案件の協議の促進と審判決や外部意見（マスコミを含む）の情報の共有化」をしてほしいという御提言をいただきました。あとは、提言が多少重複しているものもありますけれども、下から２つ目、近藤委員の提言にございますように、「新しい商標対応等も含めた出願増に対応すべく、人員確保の検討が望まれる」というところでまとめられます。

その次、（５）評価項目⑤に移っていただきます。品質管理体制に関するものとしたしましては、上から３番目、飯村委員からの御提言になりますが、「品質管理の実施体制を充実することは重要であるが、他方で新しいタイプの商標については、ユーザーや需要者や取引等の新たな変化に的確に対応することが阻害されないよう、審査等において常に留意することが肝要」との御提言もいただいております。

資料６について御提言の紹介は以上とさせていただきます、委員会としての提言のまとめについては次の議題の中で御確認いただきますことを御留意ください。よろしくお願いいたします。

○相澤委員長　ありがとうございました。各委員から評価の結果及び改善提言について御説明をいただければと思います。御意見、御質問がございましたら、あわせてお願いをいたします。

浅見委員からお願いします。

○浅見委員　まず質問を１つと要望を１つ、評価・改善提案の前に申し上げます。

先ほど御説明いただいた資料５について質問いたします。

資料５を見ますと、中央値が「良好」であるとか、「極めて良好」である、あるいは、こういう理由で「概ね達成」であるという意見があったという御紹介がありました。

改めて委員の評価結果である席上配付資料３を見ますと、特許について、例えば項目⑥の向上のための取組は、「良好」が６個で、「極めて良好」が５個あります。

確かに中央値をとれば、「良好」のほうが多いので「良好」になりますが、項目⑥の説明について、資料５の２ページの下から３ページですが、「それぞれの取組の目的が達成されたことから、「良好」と評価される。」と書かれています。

「極めて良好」が１１人のうち５人いましたので、「極めて良好」に近い「良好」になり

ますが、そのことが言及されていません。こういうところは客観的に、いいところはいいい、悪いところは悪いというのをきちんと書かれたほうがいいかと思いますが、何か意図があるのでしょうか。

○高岡品質管理室長 こちらにおきましては、単純に「極めて良好」に関する記載が落ちていたところがございます。大変申しわけございません。いただいた御意見を参考にさせていただきます。

○浅見委員 わかりました。数字をまとめるときに、そのまま書いていただくのがよいかと思います。

もう一つ、別の点で要望です。私どもが評価するときに見る資料が、特許ですと資料2です。資料2は各評価項目に対する実績または現況ということで非常に詳細な内容が書かれています。私たちが評価するときに、全部読んで評価しなくてはいけないということかと思いますが、かなり細かくて評価するのが難しいというのが実情です。

こういう形で詳細に情報を公開していただくのはいいことですが、例えば前年と比べて、こういう点がよくなったとか、本年度の中心的な目標はこういうところであるとか、もう少しわかりやすくまとめていただくと評価がしやすくなります。また、そういったものを作成していただければ、この委員会だけではなくて、例えばユーザーと意見交換をするときにも役に立つのではないかと思います。

特許、意匠、商標をまとめた資料1は本年度に行った施策がまとまっていてわかりやすいのですが、これは評価項目と対応していません。一方で評価項目自体を変えるという考え方もあるかもしれません。この資料を簡略化するか、ポイントだけをハイライトするような形で作成していただくか、あるいは、この評価項目は3年間続けてきましたが、例えば評価項目の最初のほうの、文書の作成状況とか手続の明確性は、ずっと「極めて良好」という回答になっているので、今後はなくてもいいかとも思います。

来年度に向けて、評価の項目あるいは評価をするための資料を見直していただければありがたいです。ここまで要望です。

ここから先は改善提案ですが、引き続き申し上げてもよろしいでしょうか。

○相澤委員長 どうぞ。

○浅見委員 基本的には審査体制も品質管理体制も非常に充実してきていると思います。審査体制に関しては、12月の時点では、特許、意匠、商標は全て「概ね達成」と評価しましたが、今回、特許に関しては「良好」とさせていただきます。日本は欧米に比べれば

審査官は少ないですし、1人当たりの審査件数も多いですが、全体の処理件数が減少していることもあって改善が見られているということで「良好」と評価しました。意匠については、まだ品質管理体制も不十分ですし、品質管理体制も含めた審査実施体制を充実させる必要があると考えております。

さらに、商標ですが、新しいタイプの出願は非常に件数も多くて、なかなか結論を出すのが難しいところもあるようでございます。審査が遅れているので、例えば色とか音といった専門家を採用していただくなどして、補助体制なども検討していただいて、さらに審査実施体制を充実させる必要があると考えております。

改善提案ですが、アンケートも毎年なされていて、確実に評価はよくなっています。ただ、全体として審査の質がいいとか、判断が的確であるという印象での回答になっていますので、アンケートの項目について、重要なところを細分化していただくというやり方もあるかと思います。

一方で細分化しますと、答えるほうも大変だということもあろうかと思いますが、弁理士会、知財協だけではなく、例えば品質に関心を持っているような特定の業界、自工会であるとか、業であるとか、そういう特定の業界と意見交換をするのも一案かと思います。業界によって問題意識も違うと考えています。あるいは、アンケートの結果、あまりよい評価をしなかった企業——押しつけになってはいけないので、希望する企業ということで——、そういう特定の企業と、何を改善してほしいのかということとFace to Faceで意見交換をすることも一案かと考えております。

それから、改善提案にも書かせていただきましたが、特許に関しては、拒絶理由は丁寧になっていると思いますし、進歩性についても適切な判断がされていると思いますが、サーチについてはまだ要望が多いところかと思います。例えば無効審判、異議申立ての結果などを個別案件だけでなく、全体で問題点を分析して、その結果、どの部分に力を入れていくべきかといった検討をして、サーチに生かしていただければと思います。以上が特許です。

あと一点、商標について申し上げたいと思います。先ほど審査体制の充実について新しいタイプの商標のことを申し上げましたが、もう一つ、以前から申し上げているのですが、商標はわかりやすいのでマスコミに取り上げられやすいということがあるかと思います。特に著名な名称であるとか、著名なマークを登録する場合には協議や決裁などで慎重に対応していただくような仕組みを構築していただければと思います。そのためには複数の人

が関与することになるので、その分、人が必要になるかと思います。どういう形で人を増やすかは難しい面もあるかと思いますが、審査体制を充実することによって品質管理体制も充実させていただければと思います。

長くなりましたが、以上でございます。

○相澤委員長 ありがとうございます。

今の御議論については、まとめて特許から返事をしてもらいたいと思いますので、飯村委員、いかがですか。

○飯村委員 今回、特別なことで気づいた点がありません。少し付け加えてお話ししたいと思います。

品質確保は順調に進んで、成果をあげているという一般的な感想を持っております。したがって、改善したほうがいい点も含めて、特に気づいた点はございませんでした。

特に関心を持った点は、2点あり一つは、新しいタイプの商標についての審査品質管理と他は、意匠についての審査品質管理がどのように進んでいくのかについてです。特に、意匠については、伝統的には、実用品が著作権で保護されることはなかったのですが、これに対して肯定される余地も認められるとする裁判例も現われました。今後実用品の形態が著作権で保護される場合があるかどうかは、見守っていく必要があります。しかし、さまざまな面で意匠の審査に影響を与えるものと思われます。一つは、どの程度の特徴がある場合に意匠により保護すべきかという点については、一方では著作権の保護期間は極めて長期ですので、意匠の審査においては、それとのバランスを考慮すべきか否かが論点になり得ます。二つめは、極めて重要なことですので、実用品が著作権の保護となり得るとするとユーザーは、先行意匠のデータを写真複製等により確保することに制限されるという懸念が生じます。特許庁は著作権法42条の範囲で利用することは制限を受けませんが、同条の規定を超えて、ユーザーからの情報提供が制限され、審査品質の低下を来す懸念があります。

ユーザーが、他人の実用品を写真に撮ろうとしても、それが場合により著作権違反になる余地がなくはないので、審査に不可欠な情報の蓄積という観点から、重要な影響を与えることはあり得ると思われます。このような点は、本会で議論しております論点である品質管理に直結するか否かは必ずしも不明ですので、感想のみにとどめたいと思っております。

簡単ですが感想とさせていただきました。

○相澤委員長　ありがとうございました。

井上委員、いかがですか。

○井上委員　私、メディアということで、情報発信について何点か申し上げさせていただきたいと思います。

これからの時代の情報発信で考えた場合に、いかに海外に伝えていくかは当然のこととして、もう一点は、知財に関して申し上げますと、地域の中小企業にいかに適切な情報発信ができるかという視点が極めて重要になると思います。それなので、ローカルとグローバル、要するにグローバルな情報発信に期待していきたいと思っております。

では、全国のユーザーにどのように適切な情報発信ができるか。その手段としては、全国の経産局及び各自治体の知財支援窓口が既に整備されていると思いますので、ここら辺のチャンネルをいかに有効活用していくかというのが重要で、それが知財におけるソフトのインフラ整備に当たると思います。また、昨年、特許庁が策定された地域知財活性化行動計画にも合致すると思いますので、そこら辺の有効活用も期待したいと思っております。

もう一点は、特許庁では審査官が地域に出張する出張面接審査や巡回特許庁ですか、ここら辺の取組も強化されていると聞いております。これはユーザーとの直接的なコミュニケーションの重要な場だと思っておりますので、ここら辺の取組もふやしていただいて、適切な情報発信がこれからも続くことを期待しております。

以上です。

○相澤委員長　ありがとうございました。

小原委員、いかがですか。

○小原委員　前回の評価結果とさほど変わっておりませんが、私からも何点かお願いしたい事項など、お話しさせていただきます。

世界の審査のデファクトスタンダードへというお願いでございます。私が申し上げることでもないですけれども、貴庁は世界最速の審査をされていますので、出願人が同一の発明について、日本を含む複数国に出願した場合には、まず日本の審査結果が出されて、その後外国庁が日本の審査を参照しながら、さらにサーチをして自国の審査結果を出すという手続が事実上行われていると考えています。

そういう状況におきまして、現在も日本特許庁の審査は世界最高の品質であります、今後もさらに日本の審査の品質を高めることによって、日本の審査結果と外国庁の審査結果が限りなく同じに近づいていくことが日本の審査がデファクトスタンダードになり、世

界の審査の質を日本の審査によって向上させることにつながっていくと考えておりますので、今後も多方面から審査の質の向上の取組を継続していただきたいと思います。

それから、近年、私も代理人としてIoT関連発明の仕事に関与しているところですが、従前はシステム開発メーカーがIoTに関する発明を出願しておりました。それから、最終ユーザーの製品をつくるメーカーが物と物をつなげる発明を出願されるようになって、近年は最終ユーザー製品でなく中間的な部品などをつくるメーカーにおいても、自分たちが扱っている情報、ビッグデータの的なものをどのように発明としてとらえて出願していくかという御相談も受けており、IoTに関する発明へのユーザーの関心は高いと感じます。

ですので、近年、新設されました新しい特許分類の複数の分野にまたがる付与を、適正に行っていただきたいということと、審査の協議も、今まではある程度一つの部にまとまっていたところが、他の部との協議も増えていくだろうと考えられますので、協議の整備をお願いしたいと考えています。

最後に、先日、庁内を視察させていただきましたので、その感想を、簡単にお話しさせていただきますと思います。意匠、商標、特許のいずれにおきましても、システムの開発が非常に重要なのではないかと思います。特に意匠のシステムは特許、商標と比べて一番ウィークなのかもしれませんが、特許に関しては複数のデータベースへの効率的なアクセスとか、日本語と他国語との相互自動翻訳とか、外国文献サーチにおける支援など、非常に高いシステム開発をされていることがわかりました。

今後も、情報戦といいますか、自分のほしいデータがどこにあるのか、いかに早くそれをヒットさせていくのかという、優れたシステムから得られる審査の質の向上の仕組みが非常に重要なのだと思います。また審査官がそれを効率的に使えるようなUIの技術もシステム開発の中の重要な位置を占めているのではないかと感じました。ですので、今後とも内部のシステム環境を整えていただければと思います。

以上です。

○相澤委員長　ありがとうございました。

近藤委員、いかがですか。

○近藤委員　御説明ありがとうございます。

全体を見渡しますと、審査品質管理体制は非常にしっかりしているなと思いました。レベルが上がってきているので、要求されることも、さらに高くなるということで、きつい状態ではないかな。

特に特許でいきますと、先程小原さんがおっしゃいましたけれども、日本の審査といたつとも、グローバルでどんな権利になるか、少し経過したら、どこかの非英語文献でつぶれてしまうとなると、権利者としては余りよろしくないということもあり、予見性が高いことが重要だと考えております。そういう意味で、先日、特許庁の審査状況を見せてもらったときに、検索において検索式が各国の言語に翻訳されて検索されるというシステムなどご紹介頂きましたが、いろいろな取組はされていると思うのです。

先ほど申し上げたとおり、予見性や権利の強さという観点からも、日本語に限らず英語、非英語文献なども含め、サーチ精度がレベルアップできるような取組の他、アメリカの特許庁とは審査結果の共有もやられていると思いますので、その結果をフィードバックしていくとか、いろいろな取組をこれからもやっていただければと思います。

それから、商標のところは、先ほどまとめの中にもありましたけれども、新しい商標も含めて件数がふえているので、効率化をやっていただいていると思いますけれども、今の審査官の体制でどこまでいけるのかなというのは少し不安なところがございます。ぜひ審査体制について継続的にご検討頂けたらと思います。

それから、毎年、ユーザー評価をやられていてPDCAを回されていると思うのですが、報告を聞いている感じだと、特許は特許の中、意匠は意匠の中、商標は商標の中で見てやられている感があるのです。例えば頂いた資料において3ページの均質性の評価の特許の項目を見ると、

○相澤委員長 どの資料ですか。

○近藤委員 席上配付資料1です。グラフを見ると、均質性のところ、特許はよくなっているのですが、「比較的不満」の割合が非常に大きい。

11ページの意匠を見ると、均質性の評価は割と低いんですね。さらに17ページの商標を見ると、これも割と低い。こうやって比較してみると、なぜ特許は均質性のところで比較的不満と思っている人が多いのだろうかとか、そういう観点で、横並びで見てみることで、もう少し課題が見えてくるのではないかなと思いました。

そういう取組がなされているというのであれば、お聞かせいただきたいと思いますし、これからというのであれば改善していただきたいなと思います。

以上です。

○相澤委員長 ありがとうございます。

木下様、いかがですか。

○長澤委員代理（木下氏） 私からは前回の委員会からの個別評価表の変更点を中心にコメントさせていただきます。

商標に関しては、分析・課題抽出の項目でユーザーの調査票や審決との判断相違の分析から具体的な課題が抽出されているということを確認いたしましたので、今後の改善の取組に期待をいたしまして、「極めて良好」とさせていただきます。

意匠に関しては、評価表では変わったところはありませんが、現場に聞いたところによりますと、主観的ではありますが、創作性の判断について審査官によるばらつきがあるということです。判断の均質化に向けて、さらなる改善をお願いしたいところです。

特許に関しては、検証のための取組の項目におきまして、異議申立案件のフィードバックとか、担当審査官が審決等の分析を行う取組がなされているという点を大いに評価したいと思います。ただ、まだ効果の検証ができていないために、評価は「良好」のままとさせていただきます。

いずれにしても、審査長に伝わっているということだけではなくて、現場にフィードバックされているということが極めて重要なことだと考えております。

また、特許の分析・課題抽出の項目に関しても、評価は「良好」と変わっておりませんが、審査官の協議による結果を分析するということで、サーチの効率化とか、判断の均質化に向けた取組がなされているということで、今後の効果に期待をいたしたいと思っています。

以上です。

○相澤委員長 ありがとうございます。

中條委員、いかがですか。

○中條委員 資料6に基づいて少し御説明したいと思います。特許、商標、意匠、ほとんど同じことを書いていますので、特許の1ページ目を見ていただいたらよいのではないかと思います。

評価項目⑤に関して言うと、全員参加ということを書いているのですが、この意図は一体何だろうと疑問になると思います。

品質管理では、パフォーマンス（結果）を上げるために、プロセスを改善することが基本になっています。このため、私自身、いろいろな資料を見せていただくときに、まずは、パフォーマンスはどうだろうという見方をさせていただいているのですが、ユーザー満足

度に関して言うと、どこもかなりよくなっています。ただし、きょう席上配付資料2を見せていただくと、審査の質、基準通りの審査ができていないという点では、必ずしも改善活動が進んでいない状況が見えます。

改善活動がちゃんとやられてパフォーマンスがよくなっているのならいいのですが、そこが必ずしも見えません。全体にユーザー満足度は上がっているけれど、改善活動がちゃんとやられて満足度が上がっているという状態なのか、そこがはっきりしないということです。そういう意味で、改善活動の具体的な事例を見せてくださいということをお願いしたのですが、改善活動の進め方が読み取れるような記録が残っておらず、よくわかりませんでした。

今の段階では、私自身、全員参加になっているか、参加になっていないかというのは余りわからないのですが、パフォーマンスの向上と改善活動の間のつながりをもう少し明示的にしていただきたいというお願いだと考えていただけたらと思います。

パフォーマンスと改善活動のつながりを考える場合、一部の人だけが改善活動に参加しているのでは効果が小さいので、みんなが参加している状態にならないといけないと思います。そういう意味で、評価項目⑤を書いていますし、次のページを見ていただくと、評価項目⑨、⑩では改善を進める基本的な手順、これを全員が学んで、自分たちが行った改善活動をこの手順に沿って整理していただきたいということを書いてあります。そうすることで、各職場で改善活動がどんなふうに行われているかというのが全体で見えるようになりますし、どこの改善活動がうまくいっているか、うまくいっていないかということがより見えるようになると思います。

そんなことができるようになると、評価項目⑧に書いているような、結果と取り組みのつながりを考えた分析もできるようになります。パフォーマンスのほうはねらった目標があり、改善活動のほうは立てた計画があると思います。両方が目標通り計画通りうまくいっていれば非常に良い状態なのですが、パフォーマンスは目標を達成したのだけど、改善活動のほうで計画通りでなかったという状態ですと、たまたま結果が出ただけになります。逆に、パフォーマンスは目標未達成だったけれども、改善活動のほうは計画通り行ったということになると、改善活動の進め方がわるいという話になります。そんな見方をしていただきたいというのが評価項目⑧に書いている「計画」と「実績」を明確にした評価・見直しができるようになればよい」という意味です。

長くなって申しわけないのですが、ここに書いていない項目で、追加でお願いしたい項

目があります。

評価項目②です。いろいろな基準とか手順書を見せていただいたときに、改訂の履歴とか、何でこれが改訂されたのかというのが必ずしも明示的になっていないと感じました。

改善活動を行った結果、手続が変わる、システムが変わる、教育・訓練が変わるという状態にならないといけないはずなのですが、改善活動の結果、手続が変わったかどうか一生懸命探したのですが、そういうエビデンスが出てきませんでした。システムのほうも変わっているのではないかと思うのですが、そのあたりもはっきりしません。

そういう意味では、評価項目②の基準や手順書について、改善活動の結果として改訂されたもの・箇所を明示的にしていただくことをお願いしたいと思います。システムもあると思いますし、手続もあると思いますし、教育・訓練の仕組みもあると思います。そういうところをはっきりさせていただいたら、改善活動と基準・手順書のつながりがより明確になると思います。

以上です。

○相澤委員長 ありがとうございます。

本多委員、いかがですか。

○本多委員 私は各国代理人及びユーザーに対する情報公開についてコメントさせていただきました。

日本弁理士会において国際活動などをやらせていただきますと、USPTOですとか、EPOの方々が大変熱心に品質管理について時間をとって説明をしていただきます。EPOの方などは年に3、4回、日本を訪れて、そのたびユーザーに御紹介いただけないとか、現況はこうなっていますよといった説明をしていただいております。もちろん御庁もされていることだと思いますが、引き続き、そういった形で進めていただきたいと思っております。

先ほど小原委員のお話にもありましたように、日本の最速最高品質というところは、各国において、まだ理解していただいていないような印象がございます。代理人の団体などと意見交換いたしましても、「現況、特許はこういう形になっていますよ」というふうにお話しいたしますが、「そんなに変わっているのですか」とか、「そんなに早いのですか」といったコメントをいただきますので、そういったところをアピールしていただけるとよろしいかなと感じております。

また、意匠、商標におきましては、ユーザーの声を聞いていただきながら審査基準を改訂していただきました。こちらでも新しく基準の適用が始まるに当たってユーザー及び審査官の皆様にも周知徹底をしていただきまして、また使っていて、これがということがありましたら、順次必要に応じて変えていただくような体制をとっていただければと思っております。

商標も、前回、色について申しましたが、登録査定になったという発表をいただきました。これだけということにならずに、引き続き、登録が出てくることを望んでおります。音についても、言葉が入っていないものについても登録が引き続き出てくることを望んでおります。

ただ、特許、意匠、商標において品質管理がされているということは、ベテランの審査官の方々の時間がとられてしまうのではないかと思います。審査は効率化を図ると申しましても、商標など件数もふえておりますので、限度があるかと思います。人員確保、審査官、優秀な人材の確保は引き続き努めていただければと考えております。

以上でございます。

○相澤委員長　ありがとうございました。

渡邊委員、いかがですか。

○渡邊委員　最初に要望を一つ申し上げたいのです。評価をするに当たりまして、資料1で3法を比較した取組状況の資料にあわせ、資料2から4で個別に細かく御説明いただいて、さらに直接皆様方から御説明もいただきました。

最終的に評価するに当たりまして、いろいろな項目が重複して出てくる、またはこちらに同じ内容で書いてあるのだけど、こちらには書いていないみたいなどころがありまして、言いたいことをどこの項目に入ればいいのかというのがわかりにくい状況がございます。それで重複して入れてしまうようなことがありまして、事前に、この項目はこちらではないですかと御指摘いただいたり、または例えば情報発信の強化のように何回も評価の項目に出てきてしまうというように、最終的にまとめる際に見にくいのかなという印象もありますので、その辺は例えば浅見委員から御提案がありましたような改善を加えとか、または事務局でわかりやすい形でおまとめいただくという取組もしていただければ、評価もやりやすくなるのかなと思いますので、ぜひお願いいたします。

提言のほうにまいります。全体として、3法とも改善のための取組をよくやられて、いろいろ新しいアイデアも出されているという印象を、知れば知るほど受けております。

ただし、ユーザー目線が全体として足りないのではないかと思います。ユーザー目線になるというのは、企業ではなく官庁、それも審査官庁だということから考えると、どういふことなのかと考えますと、信頼を得ることであり、他国の官庁や職員の方々からもそうですけれども、信頼を得ていく一番重要なのがユーザーの方々ではないかと思います。

信頼を得るために、1つはユーザーに対する情報発信が足りていないのではないかと。大変すばらしい取組をしているのにもかかわらず、先ほど本多委員からもありましたけれども、世界最速の審査をやっているにもかかわらず、知らないユーザーも多いということにも代表されますように、そこを強化していただければと思います。

ホームページをいろいろ見せていただくと、結構たくさん情報発信していただいているのですが、情報が多いので、そこにすぐ行き当たらないとか、多少わかりにくいというところがあります。ユーザー目線に立ったときには、わかりやすさという観点も情報がしっかり届くかどうかということにかかわってくるので重要だと考えております。

そこで、評価項目①にも書かせていただいたのですが、いろいろな文書がありまして、それぞれを拝見すると、その位置づけも明示されているのですけれども、たくさんある中で全体を見たときに、どこにアクセスすれば自分が求めている情報が得られるのかというのが多少わかりにくい状況になっているかと思います。

あと、3法は必ずしも同じとなっていないということもありますので、できれば全体を見渡せるような一覧のようなものをつくっていただければということで、項目①に書かせていただきました。

もう一つ、ユーザー目線に立つということからすると、現在、評価の手段としてユーザー評価調査をやられていますし、これは継続してやっていくというふうに思いますので、その辺の強化ですね。例えば票数を増加させるとか、あと範囲ですね、外国ですとか、中小企業の声も聞いていくということも必要かと思います。

プラス、評価が3法別々で、かなり違う観点、または同じ観点なのだけど、違う表現で行われているというところがあります。聞かれているほうも、同じ方に聞かれているのであれば混乱すると思いますし、情報発信するときに、受け取る側もわかりにくいかと思いますので、その辺の整理もやっていただければと思います。

個別の話に移ります。大変よい取り組みをいただいていますので、評価ということだと多くの場合ネガティブチェックになってしまうのですけれども、ポジティブな観点で、そのようなことを継続していただきたいということで、あえて申し上げさせていただきます。

す。

1つは品質管理に対する個別のすぐれた取組に対する表彰制度を始められるということで、審査官にとっては何かとネガティブにチェックされてしまう職業なので、そうではないポジティブによくやったねというところを庁内で表彰していただくというのはすばらしいと思いますので、そのような審査官、審判官のモチベーション向上のための取り組みは継続してやっていただきたいと思います。

特許だと思いますけれども、審査実務に必要な基礎知識をセルフチェックできるeラーニングシステムを構築され、非常に短期間に全員が受講されたとお聞きしております。これは大変すばらしい取組だと思いますので、できれば、特許だけではなく意匠、商標の方々もやっていただければと思います。

前回の委員会のときに私から、審査体制の件で、特に商標は近年の件数の増加にもかかわらず審査官が減っている状況が心配だと申し上げました。それに対して、早期審査制度の強化ということで、既に取組を始めていただいたとお聞きしています。

ユーザーにとっても、また審査負担が軽減されるという点からも、双方ウィン・ウィンの関係の取組かと思います。このようなウィン・ウィンの関係を築くという取組のアイデアをどんどん出していただきまして、他法もそうですけれども、取り組んでいただければいいのではないかと思います。

最後になりますけれども、新しい制度ですね、意匠であれば国際意匠登録出願、商標であれば新しい商標について、ホームページでもいろいろ情報発信していただいていますけれども、特にアップデートのほうも、例えば新しい商標はこのようなものが登録されましたと、初めの発信はしていただいているかと思いますが、その後も、できれば継続して定期的にアップデートしていただければ、ユーザーも「こういう登録があるのだったら、こういう取り組みができるのではないか」という活動につながっていくかと思うので、お願いできればと思います。

あと一つ。意匠のほうですけれども、サーチ範囲を出願人へは登録査定の通知と一緒に通知するという取組をされて好評だというふうにお聞きしています。ぜひ公報への記載もしていただければと思います。権利者本人のみならず、第三者もそういう情報は必要かと思いますので、もう既に出願人へは発信しているのであれば、システム開発で、すぐ公表できるのではないかなと思いますので、その辺もやっていただければと思います。

以上です。

○相澤委員長　ありがとうございました。

皆様の御議論について、高岡品質管理室長からお願いします。

○高岡品質管理室長　まず、浅見委員からいただきました御質問に関して、こちらで追加して申し上げたいことがございます。先ほど評価項目⑥について「良好」と「極めて良好」という意見が6対5ぐらいあるのに、「極めて良好」が資料5には載せられていないということについて、資料5の1ページ目の上の段をごらんいただきたいのですけれども、上の段で評価軸の設定に関して若干説明がございます。

その中で、第3段落の「特に、評価項目⑥及び⑦については、「必要とされる取組が計画されて、それが計画どおりに実施され、かつ、当該取組の目的を達成している」ことのみでは「良好」と評価され、当該取組の目的を達成した上で、「更なる品質の向上に資する効果が得られている」場合のみ、「極めて良好」と評価される」という評価に関する追記をさせていただいているところです。

ですので、先ほど説明の中で「極めて良好」に関する記載を書いていなかったと申し上げたのですが、こちらの評価軸をかんがみますと、今回は資料5の中では評価を若干厳し目に「良好」のほうに倒すという形で、「極めて良好」に関する御意見に関して、「良好」の中に含まれるものと考えさせていただきました。こちらについて追加させていただきました。

そして、浅見委員の御意見のところをお答えいたします。こちらの委員会の資料1、そして2から4というところで、特に資料2から4について、非常に詳細に書かれているけれども、評価が難しいという実情をお話いただき、ありがとうございます。

先ほど渡邊委員からも御意見いただきましたように、委員レクを伺っている中でも資料がちょっと細かすぎるという御意見をいただいておりますので、来年度、どのような資料が委員の皆様にとって評価しやすく、かつこちらの取組を網羅かつ集約的に記載できるかを考えてまいりたいと思います。ありがとうございます。

審査体制に関して、特許に関して「良好」というお言葉をいただき、ありがとうございます。さらにユーザー団体との意見を聞く機会があってもいいのではないかとということで、特定の団体なり、特定の団体はそれぞれで問題意識が違うから、特に厳し目な会社とFace to Faceで意見交換するのも一案という御意見は、私たちのほうでもぜひやっていきたい。やっていくことで、ユーザーの皆様のニーズを深掘りできるかと思っておりますので、どういうやり方が最も効率的かを考えながら、やり方を検討させていただきたいと思っております。

もう一つ、サーチについて要望が多いというところで、特に異議申立て、無効審判で、そこから見られる課題について、それを分析して、どの点でサーチに力を入れるかというのを、より考えられれば良いという御意見について、私たちもそのとおりだと考えております。

特に異議申立てのフィードバックに関しては、ことし上半期、試行的にやって、下半期から本格実施したところでもあるのですが、上半期でまとめたところ、サーチに関していい知見が得られたという回答もありましたので、そういうところが審査室から得られた意見でありますから、ここをもっと強化できるように私たち品質管理として何がやっていけるかというのを来年度に向けて考えていきたいと思っております。

飯村委員の「特別に気づいた点はないけれども、品質管理の取組は順調だと考えている」という御感想、どうもありがとうございます。引き続き、継続してまいりたいと考えております。

井上委員に関して、地方のチャンネルを有効活用してもらい、グローバルな情報発信をお願いしたいという御意見、ありがとうございます。こちらについては桂調整課長からお答えさせていただきたいと思っております。

○相澤委員長 桂調整課長、お願いします。

○桂調整課長 特許庁では、地域・中小企業支援の一環ということで出張面接審査、それから、出張で対応する以外にもテレビシステムを使ったオンラインでの面接も始めてございます。来年度、そういった取組については一層力を入れてまいりたいと思っております。規模もそうですし、内容面の充実もしっかり図って、ビジネスに役立つ権利を地域・中小企業の方が取っていただけるような支援をしてまいりたいと考えてございます。

○相澤委員長 ありがとうございます。

高岡室長、お願いします。

○高岡品質管理室長 小原委員の御意見、ありがとうございました。主にスピードを生かした世界標準での審査のデファクトスタンダードをつくってほしいという御意見と、IoTの記述に関して、特に分類付与と協議の整備をしてほしいという御意見、3番目として、特にサーチシステムなどの開発の継続を行っていただきたいというところ。

まずは、審査のスピードをもっと生かしてということになります。私たちも日本の審査の結果を他国でもっと生かしていただきたいと思っておりますので、そうなるためにも、さらに質のいい結果を発信していきたいと考えております。そのためにも外国文献サーチ、非

特許文献のサーチは大変重要だと考えておりますので、いただいた御意見、3番目にもつながるのですが、サーチシステムの開発は今後も引き続き行ってまいりたいと考えております。

IoT技術の分類付与と協議の整備です。IoTの分類付与については、関連する審査室におきまして説明会などを開いて、分類付与の質を向上させるように意識を統一しているところが一つございます。あと協議に関しても、新しい技術であるからこそ協議を有効活用して、判断のレベル、サーチのレベル、そしてサーチ範囲につきます情報共有と意識合わせは行っているところです。来年度も引き続き、その取組を進めていきたいと思っております。ありがとうございました。

次に、近藤委員の御意見でございますところの特許は、グローバルでどんな権利になるかという予見性が大事であって、そういうところを余り知らないと非英語文献などで権利がつぶされるのは嫌だなという御意見、本当にごもっともだと思います。ですので、私たちにおきまして、非英語文献を含めましたサーチツールの整備をしているところであります。

こちらにおきまして、サーチスキルの問題でもあるのですが、審査官がサーチをする際のシステム開発も進めているところであります。そういうものを補助的に使うことで、自分の知見の中では気づいていなかったけれども、サーチツールのほうでそれを補完することによって、さらなるスキルが全体に上がっていくものが期待されるのではないかと考えているところです。

ユーザー評価調査で、均質性に関して、特許に関しては比較的不満の割合が大きいというところで、そういうところを深掘りにすることによって、特許の課題が見えてくるのではないかと御意見をいただき、ありがとうございます。

均質性というものも権利の予見性を高める上で重要だと思っておりますので、今年度、協議の充実化をしましたが、来年度におきましても、決裁の前に審査官同士で協議をする、審査官と管理職が協議をするというところで、判断の均質性をできるだけ向上していきたいと考えているところです。ありがとうございます。

次に木下様からの御意見です。まずは異議申立ての結果なり無効審判の内容を現場にフィードバックすることが大事と考えている、それが資料によって特許庁でなされていることを確認できたという御意見、どうもありがとうございます。

効果の検証にいたしましても、引き続き品質管理室でいろいろなデータを取りながら施

策効果の検証も見ていきたいと考えているところであります。あとは、いただきました内容で、協議の結果分析等を通じて引き続き質の向上も検討しております。

次に、中條委員の全員参加につきます御提言については、私たちも全員参加は品質の取組において最も重要な事柄のうちのひとつだと考えております。例えばP C T案件、国際案件の協議を半期で3回、必ずやるという日常レベルの全員参加の質の向上も図っております。

あとは、先ほど渡邊委員からもお話がありましたように、すぐれた取組について表彰を行うとか、知識の確認をする品質テストも審査部全体で行いまして、特に日常レベルから離れて年1回、年数回という取組を通して、全員参加のモチベーションを上げようかと考えているところであります。

もう一つ御意見をいただきました、御提言の中に含めたいというところでもございますけれども、評価項目②において、文書の改訂履歴が必ずしも明示されていないので、文書の変更がどういう理由によって行われたかがわからない、アップデートしてほしいというところをいただきました。

私たち、レクに行った際に、中條委員から品質管理の専門的なお考えを御教授いただきました。行政の文書では、結果は書いてあるけれども、どういう理由によって、その結果になったかというのは委員会の議事録には残っている場合もあるのですけれども、それが結果のペーパーには反映されていないというのが行政の典型的な書き方のスタイルでもありますので、それとは別に品質管理室内のマニュアルなどを改訂する際には、改訂した理由をマニュアルのほうに、電子媒体であったらポップアップ型にしてみるとか、何らかの工夫ができると思いますので、そのような改善を品質管理内で試してみてから、ほかにどういうことができるかを検討していきたいと思います。

また、提言の中ではなくて御意見をいただきました最後の点について、審査の質に関して必ずしも改善活動が結果を挙げていないので、例えばQ Cストーリーなりの改善活動の記録をとって、どういうふうに改善したか、現場レベルでQ Cストーリーなどを活用してほしいという御趣旨のお話かと思えます。

まず、Q Cストーリーという品質管理の専門的な改善報告のやり方について、審査部全体でやるというよりは、まずは品質管理室のほうでどういうことができるかを学んだ上で、さらに現場にどうやって伝えられるかということを検討した上で、普及させられるものは普及させられるように努力を重ねてまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

次に、本多委員のE P O、U S P T Oが品質管理の取組を年に3、4回、来日した際にユーザーに御紹介しているというところの御意見、ありがとうございます。私たちも世界最速、最高品質の取組をもっと海外のユーザーの方々にもアピールしていきたいと考えているところですので、うちのリソースも考えながら、どのような形が効率的にできるかというのを検討してまいりたいと思います。御意見、ありがとうございました。

最後、渡邊委員からの要望におきまして、もっと信頼を得るためにユーザー目線を入れてほしいというところになります。情報発信におきまして、例えば品質管理の取組におきますホームページの中でも、正確ではあるけれども、記載が細かすぎるという点はあるかもしれないと考えているところです。そこにおきまして、ユーザーがどういう情報を得たがっていて、それがパッとわかるようになるような、例えば品質管理の取組のホームページにおきまして、私たちも情報発信のスタイルをもっと考えていきたいと思います。

特に全体を見渡せるような一覧がほしいというところは、おっしゃるとおりかもしれませんので、ホームページかはともかくとしても、情報発信の際に、うちがやっていることをもっと全体がわかりやすいように、個々の取組について特化した書き方ではなくて、「全体ではこうですよ。それをブレイクダウンとすると、こうですよ」という方法なども検討してまいりたいと思います。

今回、すぐれた取組に関する表彰制度、とてもいいものと御評価いただきましたこと感謝しております。ありがとうございます。

○相澤委員長 ありがとうございます。

木本意匠課長、お願いします。

○木本意匠課長 意匠に関するところについて御説明させていただきます。

今回、私どもの詳細な資料についてきちんと御検討いただきまして、感謝申し上げます。また資料の構成等については、特許、商標の皆様と相談し、今後、検討課題とさせていただきたいと思います。

まず、浅見委員の御指摘、品質体制の充実についてでございます。品質管理の体制、そして実体審査の体制について、意匠課・意匠部門におきましても限られた人員の中で定員の確保の努力を続けるとともに、システム化、効率化、そして審査官同士における情報共有などを実施し、より充実させる努力を続けていきたいと存じます。

飯村委員の御指摘事項についてでございます。1つ目、著作権に関する問題でございます。実用品の保護については今後、判決などを注視していくとともに、審査の質に関して

は意匠法あるいは意匠審査基準に基づき審査を的確に行うことを続け、より安定した意匠権の設定を目指していきたいと考えております。

それから、データベースに関することでございます。意匠の審査に使用しております先行意匠は、国内外の図書、国内外の雑誌、国内外のカatalog、インターネット上のホームページ公知資料、そして国内外の特許庁の意匠公報によって構成されており、特許庁内のデータベースに蓄積されております。特に拒絶理由通知に際しては、著作権法上の権利制限規定である42条等もございますので、画像も含め当該出願人への提示を行っているところです。

他方、国内外の図書、国内外の雑誌、国内外のカatalog、インターネット上のホームページ公知資料については著作権法上の制約もあり、公開許諾が得られたものののみJ-PlatPatにおいて公開しております。今後も庁内で行っております著作権許諾事業を継続し、許諾のとれた公知資料をより多くユーザーの皆様にご供与できるように努力をしていきたいと存じます。

それから、井上委員に御指摘いただきました情報発信についてでございます。桂調整課長からもお話がございましたように、来年度は私どもも地方面接、テレビ面接を充実させていきたいと考えております。各地の皆様にも御協力いただくことになると思いますが、より多く情報を伝えていき、意匠制度の普及と理解に努めてまいりたいと思います。

また、意匠では産業財産権専門官も配しております、意匠の審査官を併任させております。このようなツールも含めて、広く情報発信して地方の創生に資するものになればと存じております。

小原委員の御指摘は3点でございました。まず国際的なリードという点でございます。意匠の審査実務におきましても、日本における実体審査の強みが国際的にも影響力を持ちえるように、これからもスピード、質、全てにおいて世界標準になれるように努めてまいりたいと思っております。

それから、システムについてでございます。国際意匠登録出願に関してはこの3月末にシステムリリースが行われて審査の支援が強化されております。引き続き、効率化を目指してシステム開発を努力していきたいと思っております。

最後、資料については、先ほど飯村委員のところでも御説明させていただきましたが、今後は5庁を中心に他国との協力も踏まえて、充実をさせていきたいと存じます。

近藤委員の御指摘でございます。御指摘のとおり、各法によって少しずつ資料の調べ方

に違いがあるかと存じます。ただ、各法の状況を比較することによって、意匠の品質管理や意匠審査の質の問題点などがわかることがあるかと存じます。特許、商標の皆様とも協力していき、横並びの観点でも努力を続けていきたいと存じております。

それから、木下様の御指摘でございます。創作非容易性の判断について、その均質性に問題があるのではないかというご意見でございます。この御指摘を踏まえまして、事案について分析をさせていただき、さらなる検討を対応させていただきたいと思っております。

中條委員の御指摘についてでございます。まず全員参加の論点です。審査長単位で期間を定めて集中的に実施している審査の質をテーマとする意見交換会、それから品質管理の庁内広報誌、質の向上に関するすぐれた取組を審査部全体で紹介等を行うことにより、職員の品質管理に関する意識の向上を図り、質の改善、保証への全員参加をさらに促していきたいと考えております。また、審査室内でサーチや審査判断に関する知識共有を積極的に実施し、グループ全体、審査室全体での質の改善、保証に取り組んでいきたいと思っております。

それから、改善活動についてでございます。品質管理の手法として、種々ある監査の内容や手順についての見識をさらに深めるだけではなく、あわせて、そこから分析・抽出された課題について、改善活動を構成する各プロセスと改善手順を構成する各プロセスをそれぞれきちんと検討し、これまでカバーできていない箇所を明確にするなど、効果的な改善活動を目指してまいりたいと存じます。また先ほど御指摘がございましたように、この改善活動に基づきアップデートされたものについては、各種の文書も通し、明確化していきたいと思っております。

本多委員に御指摘をいただいた点でございます。まず審査基準でございます。今回は新規性喪失の証明書、そして、図面に関する願書の記載、参考図の取扱い等について審査基準を改訂させていただきましたが、意匠審査基準ワーキングの際にはいろいろ御協力いただき、ありがとうございました。当該審査基準は4月1日に運用開始の予定でございます。

それに先立ちまして、全国8カ所で説明会を実施させていただいたとともに、現在、WIPOのSCTがジュネーブで行われておりますが、マージンで行われますハーグシンポジウムにおきましても、この改訂意匠審査基準について説明をする予定でございます。その際の説明資料や質疑応答については、皆様にも共有させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それから、渡邊委員の御指摘でございます。まず信頼を得ていくということは非常に重

要なことだと思います。また、このような活動がわかりますような一覧性のある資料の提示方法も検討していきたいと思います。つぎに、特許技監賞の表彰制度についてでございます。意匠審査部門でも特許技監賞をいただくことになっており、ハーグ国際意匠登録出願に関する審査に係るチェックシートが対象となっております。国際意匠登録出願の件数が一番多かった審査室がこのチェックシートを作成し、受賞を機に意匠審査部全体が使用できるようにいたします。これにより、起案ミスを効果的に防ぐものになると考えております。

最後、御指摘いただきました公報へのサーチ範囲の掲載についてでございます。御案内のように、登録査定時に通知書としてサーチ関連情報の提供を出願人に行っております。御指摘のように、確かに意匠公報にサーチ範囲を掲載することはしておりませんが、システム化の対応、掲載による効果なども厳しく検証した上で検討すべき課題とさせていただきたいと思います。引き続きよろしく申し上げます。

以上でございます。

○相澤委員長 ありがとうございます。

佐藤商標課長、お願いします。

○佐藤商標課長 商標課長の佐藤でございます。いろいろな御指摘、御提案をいただきまして、誠にありがとうございます。時間の関係もございますので、商標関係に限って手短かに御回答申し上げます。

浅見委員におきましては、新しいタイプの商標について結論が出ていないということで御指摘ございました。新しいタイプの商標については約1500件の出願がございまして、私どもで審査を進めてございます。現在、殆ど出願についてはF Aが終わっておりまして、残り約200件のF Aが済んでいない状態でございます。今後はS Aがどうなるかということが非常に重要なところですが、その辺については担当審査官の審査状況をしっかり管理して、慎重に審査してまいります。

また、音や色の専門家についての御指摘がございました。採用できるかどうかは別として、音に関しては外注とかそういったことも考えてございますし、色については大学の先生の研修ですとか、そういったことも考えてございます。

それから、商標に関しては、分かりやすいということでマスコミに取り上げられることから、審査体制を強化するべきではないかというご指摘もありましたが、既に庁内において衆目案件について議論する場を設けてございます。審査官あるいは審査部の管理職も含

めて、場合によっては庁の幹部も関与していただきまして、衆目案件を取り扱う体制がありますので、これをしっかり回していくことが重要と考えてございます。

それに先立ちまして、審査の体制をもう少し充実させたほうがいいのではないかとということですが、こちらについては他の委員からも御指摘が多くありました。人自体については、政府全体では定員削減ということで厳しい方針がありますけれども、そういった中でも出願件数が増えている情報を発信して、必要な人員の確保に努めてまいりたいと考えてございます。

それから、飯村委員から新しいタイプの商標、今後についてどうなのかということを御指摘いただいたところでございます。先ほど申し上げたとおり、今後、審査においてはS Aが中心になってまいりますけれども、そのS Aの状況を見て適切に審査ができていかどうかをチェックしながら、慎重に審査を進めてまいりたいと思っております。

近藤委員からも同じく新しいタイプの商標について件数が増加しているということで、審査体制について不安があるということでございます。こちらについては先ほど申し上げたとおりでございます。定員の増加あるいは審査自体ですね、システム、外注、確保した人材の育成、あるいは審査運用自体の見直し、こういったものを踏まえて総合的に審査の体制を整備していくということで考えてございます。

本多委員からはユーザーへの情報公開ということで、審査の品質管理活動を海外にも情報発信してはどうかということでございます。これについては商標もA I P L Aですとか、I N T AあるいはT M 5 といったところを通じて情報発信をしているわけでございますけれども、こういった取組をさらに充実してまいりたいと考えてございます。

今年度、審査基準を大々的に見直しまして、4月1日から新しい基準が発効いたします。それについては必要に応じて、さらに見直しをかけていきたいと考えてございます。それから、新しいタイプの商標について御指摘いただきましたけれども、先ほど御回答したとおりでございます。人員確保についても先ほどお答えしたとおりでございます。

それから、渡邊委員からは審査体制の充実ということで、その一つの方策として、今年、早期審査の対象を見直しまして、審査、ユーザーにとってウィン・ウィンの関係になっているということで御評価いただいておりますけれども、今後もこういったアイデアを出して、さらにウィン・ウィンの関係になるような審査体制を整えていきたいと考えてございます。

それから、新しい商標について、3月1日に大々的に色商標を2つ、登録査定を出した

ということで、ホームページに発信してございます。こういったもののアップデートについても随時やらせていただきたいと考えてございます。

以上でございます。

○相澤委員長 ありがとうございます。

(4) 平成28年度審査品質管理小委員会報告書(案)について

○相澤委員長 まだ、御意見があろうかと思いますが、次に平成28年度審査品質管理小委員会報告書(案)について御議論いただきたいと思います。今の庁からの説明も含めて何か御質問やご意見があれば、そこで一緒にいただければと思います。

事務局から説明をお願いいたします。

○高岡品質管理室長 資料7の平成28年度審査品質管理小委員会報告書(案)をごらんください。

ivに目次がございます。目次をごらんいただけますでしょうか。こちらの報告書(案)は大きく3つのパートから分かれております。Ⅰの審査品質管理の取組状況は、委員の皆様へ提示しております資料1に基づいて作成をさせていただいております。ただ、資料1は特許庁側で作成した資料という形になっておりますし、こちらの報告書は委員会で作成という形になっております。ですので、能動的な記載を受動的に改めるといった若干の記載の修正はさせていただいておりますことを御承知おきください。

引き続きまして、見出しⅡにございます品質管理の実施体制・実施状況に関する評価結果におきましては、先ほど御確認いただきました資料5に基づいて作成しております。

その次、見出しⅢでございます。こちらで品質管理の実施体制・実施状況に関する改善提言をまとめさせていただいております。30ページに特許、31ページに意匠、32ページに商標がございます。

まず30ページの特許の改善提言をごらんいただきたいと思います。特許としては、改善提言として、主に(1)から(6)の項目を挙げさせていただいております。この中で、先ほど皆様からいただきました改善提言をまとめられるのはまとめて、上位概念的に集約できるものはそこに集約するという形で、主に6つのところでまとめさせていただいているところであります。

特にごらんいただきたいのが(3)評価項目⑥の品質向上のための取組に関するものと

いうところにおきまして、1番目、「新分類を含むサーチ知識の共有やサーチ環境の整備等による外国特許文献、非特許文献を含む先行技術文献調査の充実」に書かせていただきました。また、その次、「決裁・協議等における、審査、特にサーチの適切性を保証・検証する取組の推進」というところも書かせていただいております。

次、31ページをお願いします。(6)は評価項目⑪審査の質向上に関する取組の情報発信に関するものとして、情報発信に関していただいている意見を集約させていただきますと、こういう改善提言があるかなと考えております。こちらは「審査の質の維持・向上に関する取組を、国内外ユーザーや新興国を含む海外の特許庁に積極的に発信し、それについての意見を聴く機会を設けること等を通じて、日本国特許庁の特許審査の質等への信頼感を高めること」という形で、提言としてまとめさせていただきました。

次に意匠のほうにまいりたいと思います。意匠のほうは(3)にございますような評価項目④、⑤、審査実施体制・品質管理体制に関するものとして、1番目にございますように、「効率的かつ適切な審査を可能とする審査実施体制のために必要な審査官数の確保」を入れさせていただきました。また、(5)にございますように、「国際意匠登録出願の審査に対応した品質管理の取組の充実」や、その下にございますように、監査業務効率化に向けたシステムの運用・検討を書かせていただいております。

最後、商標については、商標に特化したところとして、32ページの(2)手続の明確性に関するものというところにごございますように、「ユーザーニーズを踏まえた商標審査基準の見直し」と、先ほど申し上げましたように、評価項目④の審査実施体制に関するものとしたしまして、2番目のポツにごございますように、重要案件の協議の促進と審判決やマスコミを含む外部意見の情報の共有化をさせていただいております。あとは人員の確保をここの中でも書かせていただいているところです。

資料については以上になります。

○相澤委員長 ただいまの報告書(案)について、先ほどの皆様の改善等に対する御質問に対する特許庁の回答に対する御意見等も含めて、いただければと思います。

浅見委員、どうぞ。

○浅見委員 先ほど商標課長から、重要案件について、かなり協議などが進んでいると御説明いただきましたが、この報告書案ではどのあたりに書かれているのでしょうか、御説明いただければありがたいです。

別の点ですが、先ほど私が申し上げた評価のところ、「極めて良好」が5つあるのに、

そこが書かれていないということについて資料5の御説明があったのですが、資料5で書かれている評価基準と、私どもが評価する評価基準は同じです。それにもかかわらず、「極めて良好」が5人いたのに、そのことが書かれておらず、全員「良好」のように書かれているので、客観的に書いていただければというのが要望です。

○相澤委員長 佐藤商標課長、お願いします。

○佐藤商標課長 御指摘の点ですけれども、取組のほうには、その辺は記載されてございませんので、報告書に取組ということで記載させていただきます。この辺の文言は委員長と相談させていただきます。

○浅見委員 ありがとうございます。皆さん関心の高いところだと思いますので、ぜひよろしくお願いします。

○相澤委員長 ありがとうございます。

報告書については本日、十分にご意見をいただけなかった点については、事務局にお送りいただければ、その点も含めて反映させていただきたいと思います。

これからの報告書の修正作業については私に一任させていただきたいと思います。皆さんからの御意見についてはもちろん事務局にいただきまして、私とも協議いたしまして、その後、修正結果については各委員に報告するという形にしたいと思いますが、よろしゅうございますか。

〔「異議なし」の声あり〕

○相澤委員長 ありがとうございます。

これからの作業は私のほうでまとめさせていただきたいと思います。

最後に小柳特許技監から一言御挨拶をお願いいたします。

○小柳特許技監 特許技監の小柳でございます。

きょうは、委員の先生皆様、本当にお忙しい中、お集まりいただき、なおかつ、非常に詳細かつ適切な御意見、コメントをいただきまして、ありがとうございました。

こういった形での審査品質管理小委員会も今年で3回目となりまして、特許庁の特許、意匠、商標、各審査部での品質に対する考え方については周知、徹底してきたと私個人としては考えております。ユーザーの皆様からの評価も、概括というか、大まかな評価は毎年、よくなっていることもその反映でございます。

他方、パフォーマンスとプロセスの評価に関しては、我々常に気をつけているのは、プロセスをやり過ぎてパフォーマンスにバイアスがかからないようにということで、それを非常に注意しながら審査はやっていかなければいけないなというのを常に考えています。そうはいいいまでも、プロセスの結果としてのパフォーマンスというのはある程度見ていかなければいけないというのは御指摘のとおりと思っていますので、これからも引き続き、その辺を注意しながら取り組んでいきたいと考えております。

それから、情報発信についても幾つか御指摘ありました。グローバル、ローカルということで、きょうも御指摘ありましたとおり、我々JPOの審査が世界のデファクトスタンダードになるようにということで取り組んできているわけでございまして、それがひいてはグローバルな予見可能性を上げていくということになっていくと思っておりますので、そこはこれからも真剣にやってまいりたいと思います。

それから、情報発信で一つ、前も申し上げたかもしれませんが、審査品質管理小委員会の取組は他庁の外国の特許庁、知財庁がすごい関心を持っておりまして、どういう委員の方々がメンバーに入られて、JPOの審査の評価をしているのですかという関心を、特に各庁の長官クラスの人が持ってくれているということで、我々としては、こういったJPOの外の方からの評価をきちんと受けつつ、中の取組をきちんと見直しをしていくということが改めて国際的にも評価されるのだなと思っておりますので、資料はわかりにくいとか、細かすぎるとか、御指摘を伺いましたけれども、その辺は3年経ちましたので、少しずつ改善していきながら、次年度以降、やらせていただきたいと思います。

報告書は相澤委員長に取りまとめていただきつつ、必要があれば、こんな表現でよろしいでしょうかというふうに各委員の皆さんにお聞きすることもあるかと思いますので、引き続き御協力をお願いしたいと思います。

本日はどうもありがとうございました。

○相澤委員長　ありがとうございました。

今後のスケジュールについて

○相澤委員長　最後に今後のスケジュールについて事務局からお願いします。

○高岡品質管理室長　本日の議論を踏まえて報告書を修正し、来月にも委員の皆様にご報告させていただきます。また来年度の審査品質管理小委員会のスケジュールは、現時点で

は未定でございますが、スケジュールが固まり次第、早急に委員の皆様へ御連絡いたします。よろしくお願いいたします。

○相澤委員長　以上をもちまして、産業構造審議会知的財産分科会平成28年度第2回審査品質管理小委員会を閉会いたします。本日は長時間に御審議いただきまして、どうもありがとうございました。

閉　　　　　　会